

## 低公害車普及促進対策費補助金について

全国で<sup>(1)</sup> CNGバス・トラック等<sup>(2)</sup>を一定台数導入<sup>(3)</sup>するバス・トラック事業者等<sup>(4)</sup>に対し、地方公共団体等<sup>(5)</sup>と協調して、当該車両購入費等の一部を補助<sup>(6)</sup>する。

### 1. 補助対象地域 全国

### 2. 補助対象車両

バス：CNGバス、認定ハイブリッドバス、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

トラック：CNGトラック、認定ハイブリッドトラック、使用過程にあるディーゼル車のCNG車への改造

※ バスについては乗車定員11人以上、トラックについては車両総重量3.5トン超（CNGトラックは2.5トン超）のものに限る。

※ 認定ハイブリッドバス（トラック）とは、新長期基準における規制値より窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が10%低減された車両として国土交通大臣の認定を受けたハイブリッドバス（トラック）をいう。

### 3. 一定台数の導入 バス：単年度2台以上（補助事業者単位） トラック：単年度3台以上（ " " ）

※以下の場合は、対象外。

- ① グリーン経営認証制度に基づく認証等を取得している資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の補助対象事業者による申請の場合
- ② CNG車普及促進計画に基づく低公害車の導入事業に係る（CNG車普及促進モデル事業に基づく）補助金の交付申請の場合

### 4. 補助対象事業者

バス：一般乗合旅客自動車運送事業者、自動車リース事業者

トラック：一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者

※ その他これらに準ずるものとして大臣が認定した者も対象とする。

### 5. 地方公共団体等 都道府県、市町村（東京都特別区を含む）、バス協会、トラック協会等

### 6. 車両購入費等の一部補助

- ◆CNGバス・トラック等の導入 車両本体価格の1/4  
ただし、通常車両価格との差額の1/2を限度とする。
- ◆使用過程車のCNG車への改造 改造費の1/3